

平成30年7月豪雨災害義援金 募集しています。

募集期間

平成30年10月31日(水)まで

募集方法

下記金融機関へ振込(いずれも口座名義は「兵庫県平成30年7月豪雨災害義援金募集委員会」)

[ゆうちょ銀行^(※1)] 00990-6-237571

[三井住友銀行神戸公務部^(※2)] (普通)3053278

[みずほ銀行神戸支店^(※3)] (普通)1879007

県内被災地への支援を希望する場合は振込依頼人名の冒頭に「ケンナイ」を、県外被災地への支援を希望する場合は振込依頼人名の冒頭に「ケンガイ」を追加してください（例：ヒヨウゴタロウ→ケンナイヒヨウゴタロウ）。これらがない場合は、県内支援と県外支援で按分させていただきます。

※1 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は無料になります。

※2 三井住友銀行本支店ATMのみ振込手数料は無料になります(平日8時45分から18時以外はATM時間外手数料が必要です)。

※3 みずほ銀行本支店窓口、ATM、インターネットバンキング(総合振込を除く)での振込手数料は無料になります。

兵庫のチカラを結集し、被災地に元気を！

兵庫県や兵庫県議会、地方4団体が中心となり、民間団体の協力を得て「兵庫県平成30年7月豪雨災害義援金募集委員会」を設立し、被災者支援のための義援金の募集を行っています。皆さんの温かい支援で一日でも早く、被災地に笑顔を取り戻しましょう。

□義援金の用途

募集委員会で検討を行い、被災者支援に充当します。

⇒募集委員会は、兵庫県、兵庫県議会、兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、
兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同募金会、
兵庫県社会福祉協議会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、
神戸新聞厚生事業団、ラジオ関西、サンテレビジョンで構成しています。



□税法上の取り扱い

所得税・法人税・住民税における寄付金控除の対象となります。

⇒個人の方は「ふるさと納税（地方自治体への寄附金）」に該当し、寄附金は寄附金控除（所得税）及び寄附金税額控除（個人住民税）となり、2,000円を超える寄附金額について適用されます。

⇒法人の方の損金算入の対象となります

⇒ATMまたは銀行窓口で発行される控え（振込票）の原本については、寄附金控除等を受ける際の領収書として扱われますので大切に保管してください。

⇒災害支援を目的とした緊急支援のため、返礼品の贈呈はありません。

【ご注意】

兵庫県職員が、一般家庭等に対して訪問したり、電話・メールやファクス等により義援金の振込を求めることがありません。

お問い合わせ先

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課（防災企画班）